

公益財団法人ソーシャルサービス協会 従たる事業所の運営および新規開設に関する規定

第1章 総則

第1条 本規定は、公益財団法人ソーシャルサービス協会（以下「財団」）定款第2条第2項にもとづく従たる事業所の運営と開設の手続きなどの基本について定める。

第2条 従たる事業所は、理事会が決定・組織する地域的な支部組織に属するものとする。地域的な支部組織が組織されていない場合は、財団本部の所属とする。

2 従たる事業所のおこなう事業は、原則として1事業とする。ただし、理事会の決定で複数の事業をおこなうことができる。

第3条 理事長は、理事会の承認を得て、従たる事業所の役員を任命する。任命された役員は、別に定める財団役職員の職務権限にしたがって、業務を遂行し、理事長および理事会の指揮命令を受ける。

第2章 従たる事業所の運営基準

第4条 従たる事業所は、財団の事業計画、収支予算にもとづき運営され、理事会の指揮命令を受ける。

2 従たる事業所は、毎年の財団の事業計画、収支予算にもとづき、事業所としての事業計画、収支予算を作成し、理事会の承認を得て執行する。

第5条 従たる事業所は、次に掲げる帳簿および書類を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款および諸規定
- (2) 事業所の役員、職員の名簿および履歴書
- (3) 理事会および評議員会決定通知、理事長および事務局からの文書
- (4) 当該事業が受けた事業認可、許可および登記にかかわる資料
- (5) 委託契約書およびその他の契約書（中央契約のものは写し）
- (6) 運営委員会を設置するところでは議事に関する書類、議事録
- (7) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- (8) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (9) その他必要な帳簿および書類
- (10) 理事長が特に指定する文書

第6条 従たる事業所が、必要に応じて特別な運営規則を定める場合は、最低限つぎの項目を含み、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業所の名称の変更
- (2) 事業所の住所の変更
- (3) 事業所運営委員会の選出方法・委員の変更
- (4) 事業所所長と事業所運営委員会の権限分掌の規定
- (5) 事業所財産目録の管理

第7条 従たる事業所は、別途定める財団の会計処理規則にしたがって、会計処理をおこなう。

第8条 事業所は、事業活動にあわせて必要な職員を雇用できる。この場合、社会・労働保険など、必要な事務は、事業所でおこない、別途理事会の定めた事項については報告をおこない、理事長あるいは理事会の承認をうける。

第9条 従たる事業所は、別途定める財団の監事監査規程にしたがって、監事による監査を受ける。

第10条 理事長は、必要と判断した場合、従たる事業所にたいし指導・指揮をおこなう。ただし事業所の統廃合は、管理計画を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事会決定に従って、必要な定款の改正、登記の手続きをとるものとする。

第3章 従たる事業所の新規開設の原則

第11条 理事長は、新たに従たる事業所を開設する必要を認めた場合は、年度途中である場合は事業計画・収支予算の補正手続きをとり、年度当初からの場合は、年度事業計画、収支予算に反映させることを理事会に求めることができる。従たる事業所の開設は理事会の決定とし、評議員会で承認を必要とする。

第12条 理事長は、新規事業所の開設に関わる関係書類を理事会に提出しなければならない。

- (1) 事業所開設の目的などを明記した事業所計画の開設趣意書
- (2) 事業所の財産目録
- (3) 当該年度の事業計画書と予算、必要な場合は決算書類
- (4) 役員の名前および住所
- (5) 役員全員の財団理事会の決定に従い、指揮命令に服し、財団目的の達成と事業活動を誠実にこなうことを約する主旨の誓約書
- (7) 関係職員の雇用契約書
- (8) 事業所運営規則および関係規則集

第13条 理事長は、新規事業所の開設の指揮命令をとる。

2 理事長は、従たる事業所を開設した場合、必要な定款の改正、登記の手続きをとる。

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。